令和2年第1回臨時会

河津町議会会議録

令和 2 年 10月 30日 開会 令和 2 年 10月 30日 閉会

河 津 町 議 会

令和2年河津町議会第1回臨時会会議録目次

第 1 号 (10月30日)

○議事日程
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者1
○事務局職員出席者····································
○開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議事日程の報告
○会議録署名議員の指名
○会期の決定
○承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決4
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・8
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決11
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決17
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・22
○閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○署名議員25
○議案等審議結果一覧

第 1 日

10月30日 (金曜日)

令和2年河津町議会第1回臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和2年10月30日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度河津町一般会計補正予算(第6号))

日程第 4 議案第48号 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業可動式会議システム機器購入契約について

日程第 5 議案第49号 令和2年度河津町立小中学校児童生徒用パソコン購入契約につい て

日程第 6 議案第50号 令和2年度河津町一般会計補正予算(第7号)

日程第 7 議案第51号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

出席議員(11名)

 1番
 大川良樹君
 2番 桑原 猛君

 3番 渡邊目昭君
 4番 遠藤嘉規君

 5番 上村和正君
 6番 塩田正治君

7番 仲 里 司 君 8番 土 屋 貴 君

9番 渡 邉 弘 君 10番 稲 葉 静 君

11番 宮崎啓次君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

 町
 長
 岸
 重
 宏
 君
 副
 町
 長
 土
 屋
 晴
 弥
 君

 教
 育
 長
 鈴
 木
 基
 君
 総
 務
 課
 長
 後
 藤
 幹
 樹
 君

 企画調整課長
 木
 村
 吉
 弘
 君
 町民生活課長
 土
 屋
 典
 子
 君

 健康福祉課長
 稲 葉 吉 一 君
 産業振興課長
 村 串 信 二 君

 建 設 課 長 山 本 博 雄 君
 水道温泉課長
 中 村 邦 彦 君

 教育委員会事務局長
 川 尻 一 仁 君
 会計管理者 渡 辺 音 哉 君

事務局職員出席者

事務局長飯田吉光 書 記 大川知寛

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

〇議長(上村和正君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長(上村和正君) これより令和2年河津町議会第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(上村和正君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(上村和正君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。 3番、渡邊昌昭議員、4番、遠藤嘉規議員の両名を指名します。

0 4 45 - 11 -

◎会期の決定

○議長(上村和正君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りとしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(上村和正君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告いたします。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(上村和正君) 日程第3、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(令和 2年度河津町一般会計補正予算(第6号))についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(岸 重宏君) 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和2年度河津町一般会計補正予算(第6号)について。

令和2年10月30日提出、河津町長 岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

- 〇議長(上村和正君) 総務課長。
- ○総務課長(後藤幹樹君) 承認第10号 専決処分に承認を求めることにつきまして、説明を させていただきます。

まず、提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えまして、学級閉鎖等を未然に防止するとともに、医療機関等への負担軽減を図るために、インフルエンザ予防接種費用の一部を今年度に限り助成をするものでございます。

インフルエンザの予防接種が10月より開始されることによりまして、緊急に対応するため、

専決処分での対応を取らせていただいた案件でございます。

1ページめくっていただきまして、河津町告示第149号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第9号。

令和2年度河津町一般会計補正予算(第6号)。

令和2年度河津町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億391万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年10月6日、河津町長 岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

単位は千円です。款、項、補正額の順で説明をさせていただきます。

18款繰入金270万円2項基金繰入金、同額でございます。

歳入合計270万円です。

次のページをお願いいたします。

歳出も歳入と同様に説明をさせていただきます。

4款衛生費270万円1項保健衛生費、同額でございます。

歳出合計270万円。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入及び歳出につきましては説明を割愛させていただきます。

5ページをお開き願いたいと思います。

2歳入。

18款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金補正額270万円1節基金繰入金270万円。財政調整基金繰入金でございます。補正財源となっております。

合計270万円でございます。

次のページをお願いいたします。

3歳出。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費270万円の補正額でございます。

19節扶助費270万円でございます。新型コロナウイルス感染症対策こどもインフルエンザ 予防接種扶助費としまして270万円でございます。

これは、対象者が850人を予定をしております。13歳未満の方が500人としまして、2,000 円の補助ということで、2回を予定しております。13歳以上の方につきましては、350人を 予定しておりまして、1回の接種ということでございます。

対象者につきましては、生後6か月から高校3年生までの方としております。

接種期間につきましては、令和2年10月1日から令和3年1月31日までという予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長(上村和正君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

塩田議員。

○6番(塩田正治君) 塩田でございます。6番、塩田です。

この補正のことに関してということよりも、ちょっと心配な点があったので質問させてください。

今現在、インフルエンザのワクチンがちょっと足りていないのではないかと。というのは、 実は私の父が高齢なものですから、施設に預ける関係で予約をちょっと取りに動いたところ もあって、今現在ちょっと予約受け付けられません、ワクチンがちょっと足りていないよう ですとちょっと実は言われたものですから、今後、河津町にワクチンが入ってくるような状 況がちゃんと確約できているのかというようなちょっと分かればお答えを願います。

〇議長(上村和正君) 町長。

○町長(岸 重宏君) 国の方から指示としては十分ありますよという連絡を受けております。 そんな中で、10月26日までは65歳以上の方を優先的にワクチン接種をお願いしようという ことでございます。これから10月26日以降については全体のものをやっていこうということ で、そういうことで国の方、仕分をして、ワクチンが不足しないような形で指示を受けてお ります。 私からは以上でございます。

- 〇議長(上村和正君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(稲葉吉一君)** ワクチンの供給について、10月23日付で国の方の厚生労働省 のほうから県のほうに通知が来てございます。

集約しますと、一応最新の製造予定量につきましては、約3,322万本の見込みでありまして、本年の8月時点の製造予定量と比較して約140万本多くなっていると。昨年と比べましても約18%多い量ということでございます。

今、供給量ちょっと足りていないということで、予約もちょっと待っているというような情報も、うちのほうにも入ってきておりますけれども、一応10月26日以降も、12月上旬にかけてワクチンにつきましては、順次出荷される予定ということで通知は来ております。

以上です。

- 〇議長(上村和正君) 塩田議員。
- ○6番(塩田正治君) じゃ、当局サイドとしては心配はしていないと。ちゃんと、供給はしっかりできますよということですね。了解しました。
- ○議長(上村和正君) ほか、質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(上村和正君) 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(上村和正君) 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度河津町一般会計 補正予算(第6号))についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(上村和正君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(上村和正君) 日程第4、議案第48号 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業可動式会議システム機器購入契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(岸 重宏君) 議案第48号 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業可動式会 議システム機器購入契約について。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

- 〇議長(上村和正君) 総務課長。
- ○総務課長(後藤幹樹君) それでは、議案第48号 令和2年度新型コロナウイルス感染症対 策事業可動式会議システム機器購入契約につきまして、説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

さきの9月の定例町議会におきまして、新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金を 財源としまして、予算計上をさせていただきました機器購入事業でございます。

新型コロナウイルス感染症対策としまして、ソーシャルディスタンスの確保、議場内の3 密を回避するため、無線方式の放送機器及び議場と別の会議室でのテレビ会議ができる会議 システム機器を購入をするものでございます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

本文に入らせていただきます。

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業可動式会議システム機器購入について、下 記のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業可動式会議システム機器購入。
 - 2 契約の方法 随意契約。
 - 3 契約金額 1,254万円。

4 契約の相手方 愛知県名古屋市東区東桜1丁目14番11号

パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 中部社 社長 細貝邦行。

令和2年10月30日提出、河津町長 岸重宏。

本契約の内容について説明をさせていただきます。

システムの概要は、議場における発言者の音声を明瞭に拡声して伝えると同時に、明瞭に 録音する会議専用デジタル音響システムを導入をするものでございます。

本機器は無線方式としまして、機器を移動させ、役場庁舎、会議室等でも使用できるものでございます。また、別の部屋からも会議に参加できるテレビ会議システムも含まれているものでございます。

システムの仕様につきましては、議場内操作卓に、操作部と制御機能を配置しまして、各議席に赤外線会議マイクユニット30機を配置しまして、議場壁面に出席議員数及び残時間表示ができます55型のモニターを設置をいたします。天井にはスピーカーも設置をするということでございます。テレビ会議システムに接続し、また、他の会議室の会議もできるようになるというものでございます。

会議システムは、混信や盗聴のおそれが少ない赤外線の無線方式を採用して、テレビ会議 用ディスプレイにつきましては、65型以上をということで仕様を指定をしているところでご ざいます。

なお、本契約は随意契約によるというものでございます。

当該事業は、当初指名競争入札で入札執行を予定しておりましたが、指名しました7社の うち6社が辞退したということになりました。

河津町建設工事等の競争入札心得第10条第1項の規定によりまして、当該入札を中止をしまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の競争入札に付し、入札者がいないときの規定によりまして、随意契約により契約をしたものでございます。今月10月23日付で仮契約を行っているところでございます。

契約の内容につきましては、本品の納入期限としまして、令和3年2月26日を予定をしているということでございます。

説明は以上でございます。

○議長(上村和正君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邉弘議員。

○9番(渡邉 弘君) 9番、渡邉弘でございます。

契約の部分でちょっとお伺いだけしておきたいかなというふうに思います。

7社に契約の依頼を出したということで、入札の依頼を出したところ6社から要は辞退するというお話があっということでございます。

この辞退のする理由とかそういうのは何か話が、ただ単にもう入札に参加しないよというような話できているのか、それとも理由があって入札に参加しないのか、そこら辺を1点お伺いしたいなというふうに思います。

- 〇議長(上村和正君) 総務課長。
- ○総務課長(後藤幹樹君) 入札執行に当たりましては、辞退する理由につきましては問わないということになっておりますので、書面にて辞退届が入札の見積り期間中に提出をされたものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(上村和正君) 渡邉弘議員。
- **〇9番(渡邉 弘君)** 理由は問わないということでございますけれども、例えば金額的に、 これは金額は入札の場合はまだ分かっていないわけじゃないですか。

要は、そのそういう事業をやっている6社がなんでこの入札に参加してこないのか、1社だけが参加して、ほかの人が本当に何でその商売しているのに何で参加してこないのか、ちょっと実際問題としてはなかなか理由に分からない部分があるので、別に町が意図的に最初からこの事業を決めていたわけでもないので、そこら辺のその不安要因というのは今後はないのでしょうか。

- 〇議長(上村和正君) 総務課長。
- ○総務課長(後藤幹樹君) 理由につきましては、いずれにしましても承知をしていないのが 現状でございます。ただ、入札の指名に当たりましては、本庁に指名参加が内外が出ており ます。業者さんですか。その中から、できる限り拾えるものを拾って、7社を指名したとい うことが経過でございますので、町としてできる限りの最善を尽くした中での結果であった というふうに理解をしていただきたいと思います。
- **○9番(渡邉 弘君)** 分かりましたけれども、極力その1社の金額ではなくして、本来であれば何社かの金額を提示していただいて入札事業が進むことが望ましいかなというふうに思

いますので、分からないという理由ではなくして、極力理由も分かるようにしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長(上村和正君) ほか、質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(上村和正君) 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(上村和正君) 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第48号 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業可動式会議システム 機器購入契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(上村和正君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(上村和正君) 日程第5、議案第49号 令和2年度河津町立小中学校児童生徒用パソコン購入契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(岸 重宏君) 議案第49号 令和2年度河津町立小中学校児童生徒用パソコン購入契 約について。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

- 〇議長(上村和正君) 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(川尻一仁君) それでは、議案第49号 令和2年度河津町立小中学校 児童生徒用パソコン購入契約について説明をさせていただきます。

本議案の提案理由でございますが、GIGAスクール構想に伴う情報端末機タブレット端末403台の購入及び購入した端末へのシステム構築業務委託を実施するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案のほうでございます。

議案第49号 令和2年度河津町立小中学校児童生徒用パソコン購入契約について。

令和2年度河津町立小中学校児童生徒用パソコン購入について、下記のとおり契約を締結 するため、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和2年度河津町立小中学校児童生徒用パソコン購入。
- 2 契約の方法 随意契約。
- 3 契約金額 3,949万円。
- 4 契約の相手方 静岡県静岡市葵区城東町5番1号西日本電信電話株式会社 静岡支店支店長 片山義生。

令和2年10月30日提出、河津町長 岸重宏。

本議案の内容について少し説明をさせていただきたいと思います。

本契約につきましては、物品契約のほか、システム構築業務委託を含め一括契約とした契約とさせていただきました。

物品購入のほうでございますが、パソコンを403台、パソコンのOSについては、マイクロソフトのウインドウズ10プロ相当、それからCPUについては、インテル、セレロンのN4000同等以上、メモリについては4ギガバイト以上、それから、画面でございますが、10.1インチタッチパネル対応、それから、キーボードを標準装備という形になっております。また、インカメラ、アウトカメラを装備という形で、ネット対応といったことも考えております。バッテリーについては、11時間以上、それから重さについては1.5キログラム未満という形で、軽量化のパソコンということになります。これに、ソフト及びライセンス代を加えたものが備品購入となります。

また、システム構築の業務委託としまして、GIGAスクールパッケージの利用環境の設定、それから、各校の既存ウェブフィルタリングサーバーへの追加設定等を行う業務委託も同時実施いたします。

次に、契約の方法でございますが、10月20日に6社による指名競争入札を予定しておりましたが、5社が辞退したことにより入札は中止となりました。

これにより、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により、入札参加予定業者により見積りを徴し、随意契約による仮契約を行ったものでございます。仮契約については、令和2年10月23日に締結をいたしました。

次に、仮契約の金額でございます。3,949万円ということでございます。

こちらのほうでございますが、設計金額に対する落札率が98.71でございます。

これにより支出区分でございますが、備品購入費の部分が2,066万697円。システム構築委託費の分が1,882万9,303円となります。

備品購入費の中に、ソフト、それからライセンス料といったものもございますので、その分を差し引きまして、403台のパソコンで割り返しますと、1台当たり4万4,409円となります。

この契約による財源でございますが、国庫補助金が1,434万4,000円。それから地方創生臨時交付金が2,514万6,000円を予定しております。

なお、パソコンの納入期限でございますが、令和3年2月26日を予定しております。 説明は以上でございます。

○議長(上村和正君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番、渡邊昌昭議員。

○3番(渡邊昌昭君) 3番、渡邊昌昭です。

今、局長のほうから説明がございましたけれども、10月13日の伊豆新聞に松崎町が臨時議会を開いたと言うことで、それによりますと新聞記事だけなんですけれども、330台のパソコンを購入したと。金額が1,840万5,200円ということで新聞に報道されておりますが、これの差異については、こちらでは3,900万円ということで値段が倍以上違うのですけれども、この辺の違いについて説明をお願いします。

〇議長(上村和正君) 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(川尻一仁君) それではお答えさせていただきたいと思います。

河津町の仮契約の金額、先ほど言いましたとおり、全体では3,949万円ということで、単純にこれを403台を割り返しますと、9万7,990円なのかというふうに思います。

ただ、先ほど説明したとおり、こちらのほうについては業務委託も含めた金額ということになっております。業務委託を除きますと、先ほど言ったとおり、1台当たりのパソコンについては4万4,409円という金額になります。ただ、全体の金額でのこの開きといったものについて、ちょっと松崎町のほうにも確認をしてみましたが、松崎町にあってはセキュリティソフト、それから児童生徒が有害サイトに入れないようにするフィルタリングといったものについては翌年度に契約をすると、今年度の契約から除いてあるというふうに聞いております。

以上でございます。

- 〇議長(上村和正君) 3番、渡邊昌昭議員。
- ○3番(渡邊昌昭君) 3番、渡邊です。

1 台当たりの単価でいくと、松崎町が 5 万5,000円ということを考えると、河津町は安く 入れたということになるんですか。

- ○議長(上村和正君) 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(川尻一仁君) 単価的に単純に見れば、安く入れたのかなというふうに思っております。
- ○3番(渡邊昌昭君) 分かりました。ありがとうございました。
- O議長(上村和正君) ほか、質疑ございませんか。

4番、遠藤議員。

〇4番(遠藤嘉規君) 4番、遠藤です。

NTT西日本さんが窓口として契約をされたということなんですけれども、これ、既存の今学校に配備済みのパソコンを使用しつつ、新規で買ったものも使用しつつということで進んでいくと思うのですけれども、機種的には、窓口はNTTさんだけれども、使われる機種は現状の機種との互換性は十二分にあるという認識でいいでしょうか。

- 〇議長(上村和正君) 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(川尻一仁君) 今まで買ったパソコンと、互換性を持った形での対応 という形にさせてもらっていますので、そこは大丈夫ということで認識しております。

- 〇議長(上村和正君) 4番、遠藤議員。
- **〇4番(遠藤嘉規君)** 既存の学校に配備されているパソコンのほうにも、先ほどお話にあったセキュリティソフトであったりとか、そういったソフトもインストールとかしていただけると。
- 〇議長(上村和正君) 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(川尻一仁君) 先ほどの説明しましたセキュリティソフト、それから フィルタリング等についても配備をしているものでございます。既存のものにも対応してい ると思いますので大丈夫でございます。
- 〇議長(上村和正君) 4番、遠藤議員。
- ○4番(遠藤嘉規君) このシステムを構築して、パッケージになっているというものの中には、各学校の教員に対しての補助と言いますか、そういったものもしっかりと入っていると認識していいですか。
- 〇議長(上村和正君) 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(川尻一仁君) パッケージの中でというか、無料のスクール構想のソフトは、一応13以上という形で仕様のほうにもなっております。学校の先生と話合いながらどのシステムを入れようかという話を進めておりますので、学校のほうも困らずにできるというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(上村和正君) 4番、遠藤議員。
- ○4番(遠藤嘉規君) ありがとうございました。

先生方にもしっかりと内容が丁寧に伝わるようなところまでをスタート地点に据えていた だけるとありがたいなと思います。

終わります。

- **〇議長(上村和正君)** ほか、質疑ございませんか。
 - 9番、渡邉弘議員。
- ○9番(渡邉 弘君) 9番、渡邉でございます。よろしくお願いします。

まず、1件、この小・中学校の教育用パソコンについては、全学校に配付されるという認識でよろしいでしょうか。

- 〇議長(上村和正君) 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(川尻一仁君) 全各学校の児童・生徒、1人1台という形での配備と

いうことでございます。

- 〇議長(上村和正君) 9番、渡邉弘議員。
- ○9番(渡邉 弘君) 次に、随意契約の契約の中の内容の部分で、例えば、パソコンが壊れたとかそういう部分の、要は保証の問題だとか、例えば子供たちが使ったりいろんな人が使ったりすると、そういうことが発生するのかなというふうに思いますのですが、そこら辺の保証の問題のほうは、これは個別に考えているのか、契約の中でうたっているのかお伺いしたいと思います。
- ○議長(上村和正君) 教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(川尻一仁君) パソコンの保守の関係についてというお話でございますが、1年間については保証期間という形が対応というふうに考えておりますが、その先の対応については、例えば今後、子供たちが減るものですから、今年の子供たちに1台ずつ渡すもので、来年予備機が20台ほどという形が出てくるというふうに考えております。そういったことも踏まえて、今後、保守契約をどのような形で対応するかといったことを議論していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(上村和正君) 9番、渡邉弘議員。
- ○9番(渡邉 弘君) やはり、子供たちとか、そういう要はまだパソコンに慣れていない人たちが要は触ったり、例えば机の上から落としたりとか、そういうようなことも発生しないとも限らないので、そこら辺が使うことによって個人の負担になるようなことは極力避けていただきたいなというふうに思いますので、質問をさせていただきました。

どうぞよろしくそこら辺はご配慮いただけますようお願いいたします。以上でございます。

○議長(上村和正君) ほか、質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(上村和正君) 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(上村和正君) 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第49号 令和2年度河津町立小中学校児童生徒用パソコン購入契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(上村和正君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(上村和正君) 日程第6、議案第50号 令和2年度河津町一般会計補正予算(第7号) を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(岸 重宏君) 議案第50号 令和2年度河津町一般会計補正予算(第7号)。

令和2年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,811万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,202万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年10月30日提出、河津町長 岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

- 〇議長(上村和正君) 総務課長。
- ○総務課長(後藤幹樹君) 議案第50号 令和2年度河津町一般会計補正予算(第7号)につきまして説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した対策事業促進のため、9月 補正予算として承認をいただきました事業の推進による工事費、7月梅雨前線豪雨によりま す公共土木災害復旧事業道路災2箇所の災害査定により決定したことによる工事費、その他、 町有地の売却に伴います費用等につきまして、事業執行に当たりまして、その経費として所 要額を補正予算として計上させていただいたものでございます。

1ページめくっていただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

単位は千円でございます。款、項、補正額の順で説明をさせていただきます。

14款国庫支出金3,742万5,000円2項国庫補助金、同額でございます。

16款財産収入1,236万7,000円2項財産売払収入、同額でございます。

18款繰入金87万1,000円2項基金繰入金、同額でございます。

19款繰越金365万5,000円1項繰越金、同額でございます。

21款町債380万円1項町債380万円。

歳入合計5,811万8,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳入と同様に説明をさせていただきます。

歳出でございます。

- 2款総務費1,500万2,000円1項総務管理費、同額でございます。
- 6款商工費35万円1項商工費、同額でございます。
- 8款消防費2,965万9,000円1項消防費、同額でございます。

10款災害復旧費1,310万7,000円2項公共土木施設災害復旧費、同額でございます。

歳出合計5,811万8,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正でございます。

追加でございます。

単位は千円です。

起債の目的です。

公共土木災害復旧事業でございます。

限度額、380万円。

起債の方法、証書借入。

利率、5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とします。

償還の方法、借入先の融通条件による。ただし財政等の都合により据置期間を短縮し、も しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。

当件につきましては、7月梅雨前線豪雨によります公共土木災害復旧事業に伴い、復旧費の決定額から国費分を除きました残額を起債するものでございます。交付税充当率100%で95%が交付税措置をされるものでございます。

次のページにつきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入及び歳出につきましては、説明を割愛させていただきます。

それでは、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款、項、目、補正額、説明の順で読み上げ説明をさせていただきます。単位は千円でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金3目土木費国庫補助金776万6,000円3節道路橋梁等災害復旧事業補助金776万6,000円。道路橋梁等災害復旧事業補助金でございます。

次に、5目総務費国庫補助金2,965万9,000円3節新型ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,965万9,000円。新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。これにつきましては、町が交付を受けております充当分の内から充てるものでございます。

合計で3,742万5,000円でございます。

16款財産収入2項財産売払収入2目不動産売払収入1,236万7,000円1節土地売払収入1,236万7,000円。土地売払収入でございます。本件につきましては、川津筏場の土地につきまして、用途廃止に伴います払下げ及び笹原土地区画整理地内で土地開発基金で所有をしております土地の販売が見込まれることによります計上でございます。

次に、18款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金87万1,000円1節基金繰入金87万1,000円。 財政調整基金繰入金でございます。財源とするものでございます。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金365万5,000円1節繰越金365万5,000円。これにつきまし

ても財源とするもので、繰越金でございます。

21款町債1項町債10目災害復旧事業債380万円2節公共土木施設災害復旧事業債380万円。 現年発生災害復旧事業債でございます。

次のページをお願いいたします。

3歳出につきましても、歳入と同様に説明をさせていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費 4 目財産管理費1,500万2,000円16節公有財産購入費1,500万2,000円。土地購入費でございます。土地開発基金の土地を購入する関係で、笹原の土地につきまして222.71平米の土地を一般会計で取得するものでございます。取得時の帳簿価格に対しましての一般会計で買い取るということになりますので、金額を販売価格より高くなるものでございます。基金の取得時から実際の下落率が18.1%ということになっておりますので、その差額271万9,000円ほどを上乗せしているものでございます。

次に、6款商工費1項商工費3目観光費35万円12節委託料35万円。測量登記委託料でございます。七滝観光センターの駐車場の関連の測量等の委託料でございます。

8 款消防費 1 項消防費 4 目防災費2,965万9,000円12節委託料215万9,000円新型コロナウイルス感染症対策避難所換気設備工事管理委託料でございます。これにつきましては、3 件の工事を予定しております。3 小 1 中の体育館に、換気設備を設置するものでございます。それの管理費となります。

14節工事請負費2,750万円。新型コロナウイルス感染症対策避難所の換気設備工事でございます。先ほど申し上げましたものの工事ということになります。

次に、10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋梁災害復旧費1,310万7,000 円13節使用料及び賃借料40万8,000円。重機借上料でございます。

14節工事請負費1,269万9,000円。道路橋梁災害復旧工事費となります。さきに出ました重機借上料につきましては、本工事におきます取り合い等の作業のための重機借上料として計上をさせていただいているものでございます。この道路災害復旧工事につきましては、町道見高2号線及び町道縄地線の災害復旧箇所の工事ということの2箇所でございます。

説明は以上でございます。

○議長(上村和正君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、塩田議員。

○6番(塩田正治君) 6番、塩田です。

6ページの財産収入の区画整理分の販売予定があったというところと、歳出のほうの土地 購入費で、笹原の区画整理の土地のこの2点について説明はしてもらったんですけれども、 場所と、ちょっともう一度詳しくお願いできますか。

- 〇議長(上村和正君) 総務課長。
- ○総務課長(後藤幹樹君) 今のご質問でありました場所でございますが、笹原の区画整理地内の観光交流館、ちょっと川よりのところ、番地につきましては、75の7番地というところなんですけれども、あまりちょっと具体的に言うとあれかもしれないですけれども、交流館の近くの町が所有しております土地ということでございます。

次に、土地区画整理事業で当時保留地として持っていた部分を、町が土地開発基金として取得したものでございます。その当時の取得の価格が1,500万1,077円というようなことで購入をしております。これが、土地開発基金の要は財産として計上されているものでございますので、それを実際この販売につきましては、今年の3月に土地所有地の売却のお知らせということで回覧あるいはホームページ等でお知らせをしているのですが、このときにかなり土地の方が下落していると。候補地から近傍の単価相応を考慮しますと、18.1%ほどこれまでの中で当時と比べますと落ちているということですので、その補正をした金額で、1,228万2,000円という金額で販売をしております。

ただ、これは買手の方に対しての金額でございまして、土地開発基金でのいわゆる簿価については、先ほど申し上げました1,500万円云々の金額でございますので、土地開発基金に対しましては、一般会計が買い取って販売ということになりますので、その分の差額を上乗せして行うということでございますので、収入については買っていただく方からの収入でございますけれども、町の一般会計から土地開発基金のほうに入れるお金としましては、簿価で入れなくてはならないということでございますので、その差異が生じているということでございます。

- 〇議長(上村和正君) 6番、塩田議員。
- ○6番(塩田正治君) 大変丁寧な説明、理解できました。ありがとうございます。
- ○議長(上村和正君) ほか、質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(上村和正君) 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(上村和正君) 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第50号 令和2年度河津町一般会計補正予算(第7号)を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(上村和正君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(上村和正君) 日程第7、議案第51号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正 予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(岸 重宏君) 議案第51号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万7,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ11億6,770万6,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年10月30日提出。

河津町長 岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

- 〇議長(上村和正君) 町民生活課長。
- ○町民生活課長(土屋典子君) それでは、議案第51号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を説明させていただきます。

本議案の提案理由ですが、還付金の不足分及び新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方への国民健康保険税減免に伴う還付金の増額補正でございます。

次のページをお願いします。

第1表 歲入歲出予算補正。

歳入。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は千円でございます。

8款繰越金61万7,000円1項繰越金、同額でございます。

歳入合計、同額でございます。

次のページをお願いします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

8款諸支出金61万7,000円1項償還金及び還付加算金、同額でございます。

歳出合計、同額でございます。

恐れ入りますが、3ページ、4ページの事項別明細書、1総括は省略をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書、2の歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。単位は千円でございます。 8 款繰越金1項繰越金2目その他の繰越金、補正額61万7,000円1節その他の繰越金61万7,000円。その他の繰越金でございます。

次のページをお願いします。

3歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

8 款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金61万7,000円22節 償還金、利子及び割引料61万7,000円。国保税等還付金でございます。

説明は以上でございます。

〇議長(上村和正君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇議長(上村和正君) 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(上村和正君) 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第51号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(上村和正君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(上村和正君) これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年河津町議会第1回臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議員

議員

議案等審議結果一覧

議案等審議結果一覧

令和2年第1回臨時会

議 案 番 号	件名	議決年月日	審議結果
承認第10号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度河津町一般会計補正予算 (第6号))	2. 10. 30	承認
議案第48号	令和2年度新型コロナウイルス感染症 対策事業可動式会議システム機器購入 契約について	n	原案可決
議案第49号	令和2年度河津町立小中学校児童生徒 用パソコン購入契約について	II	"
議案第50号	令和2年度河津町一般会計補正予算 (第7号)	11	n
議案第51号	令和2年度河津町国民健康保険特別会 計補正予算(第3号)	II	11